

平成 30 年度 MFA フットサルリーグ運営要項

リーグカップ

1. 主 催： 室蘭地区サッカー協会
2. 主 管： 室蘭地区サッカー協会フットサル委員会・フットサルリーグ運営委員会
3. 開催期間： 平成 30 年 11 月～平成 31 年 2 月
4. 会 場： 室蘭市体育館（宮の森）
5. 登録料
 - 1) 本年度 MFA フットサルリーグ運営費にて運営します。
 - 2) その他、リーグカップ運営に必要な経費が発生した場合は、都度協議とし徴収します。
6. 参加資格
 - 1) 本年度 MFA フットサルリーグに参加した、全チーム
 - 2) 参加選手は他のフットサルチームに二重登録されていない事。
 - 3) チームはフットサル審判員が 4 名以上いる事。又、審判服を常備し、着用して審判に当たる事。
 - 4) チームは運営委員 1 名を選出し、必ず運営会議等に参加してリーグ運営を円滑に進める事。
 - 5) 選手は、スポーツ障害保険、又はそれに準ずる保険に加入している事。
7. 選手エントリー・ユニフォーム
 - 1) 前項の参加資格を有した選手のエントリー人数は 8 名以上が望ましい。
 - 2) 選手エントリーは MFA フットサルリーグで完了した者。（追加登録、抹消は可能です）
 - 3) 選手の追加エントリーは、当該年度をもって 16 歳以上（高等学校在学中の選手はこの年齢制限を適用しない）の男子のみとする。但し、18 歳未満の選手は親権者の承認印のある親権者同意書を提出のこと。
 - 4) 選手の追加登録、抹消は室蘭地区サッカー協会及びフットサル委員会に所定の事項を記入のうえ提出・申請のこと。
 - 5) ユニフォームは色の違うものを 2 着登録し、常備すること。又、ゴールキーパーはフィールドプレイヤーと異なる色のユニフォームを用意すること。
 - 6) 背番号は選手固有の番号とし、シーズン中の背番号の変更は認めない。
 - 7) チームのユニフォームのうち、シャツの色彩は審判員が通常着用する黒色・紺色と明確に判別しうるものでなければならない。
 - 8) アンダーシャツ、アンダーパンツの色は試合で着用するユニフォームのシャツ、ショーツの色と同色でなければならない。
 - 9) ユニフォームのシャツ裾はショーツへ入れるものとする。
8. 競技規則
 - 1) (財)日本サッカー協会フットサル競技規則に則る。
 - 2) 5 ファウル及び第 2PK は適用とする。
 - 3) ベンチに座る者は必ずユニフォームの色と異なるビブスを着用する事。
(対戦チームのユニフォーム色を考慮し、複数色のビブスを用意することが望ましい)

9. 競技方法・リーグ運営

- 1) 会場準備・後片付けは、当番チーム運営委員の下に責任をもって行う事。
- 2) 会場準備・後片付け及び試合運営に必要な業務は次のとおりとする。
ゴール設置・窓ガラス保護対策・チーム用ベンチの配置・その他運営に必要なもの。
- 3) 試合球は各チーム持ち寄り、用意する事。
- 4) 試合進行は、主審1名、副審1名、得点・記録2名以上の4名以上で行う事。
- 5) 1節あたりの試合時間は、10分ハーフのランニングタイムとし、ハーフタイムは2分とする。
- 6) 警告が2度に達した選手は次の試合に出られない。又、退場を命じられた選手はフットサルリーグ運営委員会及び室蘭地区サッカー協会にて処遇を決定する。
- 7) プレミアリーグ参加チームは予選リーグを免除する
- 8) 予選リーグ戦は勝点方式（勝=3 分=1 負=0）で順位を決定する。
勝点と同じ場合は、①得失点差 ②総得点 ③MFA フットサルリーグ順位（上位チーム優先）
- 9) 延長戦、PK方式は行わない。
- 10) トーナメントにおいて決着がつかない場合はMFA フットサルリーグ成績上位チームを勝者とする
- 11) 棄権チームの処置
 - ① 棄権の届出は試合1週間前厳守とする。
 - ② 再試合は行いません。
 - ③ 無届け棄権した場合、フットサルリーグ運営委員会で処遇を決定する。
 - ④ 棄権試合の場合の成績は、対戦相手チームに得点5・勝ち点3を与える。
 - ⑤ 試合成立の必要人数は、GKを含む1チーム5名以上とする。
- 12) 本要項に違反したり、主審の意に反して試合を放棄した場合は没収試合とする。この場合、当該チームは制裁金30,000円をフットサルリーグ運営委員会に支払う。その後の処置については、フットサルリーグ運営委員会及び室蘭地区サッカー協会にて裁定する。
- 13) 試合の前後における悪質な言動や行動があった場合、その後の処置は、フットサルリーグ運営委員会及び室蘭地区サッカー協会にて裁定する。
- 14) チームの運営委員は、17:30から行うMFA フットサルリーグ運営会議に必ず出席する事。運営委員が事情により出席できない場合は代理の者が出席する事。
- 15) 試合出場する選手は、選手エントリー用紙を本部へ提出すること。エントリー用紙に記載されていない選手は、その試合に出場することはできない。
- 16) 試合のベンチ入りをする人間は、提出した選手エントリー用紙に記載された監督、助監督、主務及び選手のみとする。また、当該年度をもって16歳未満となるものはベンチ入りを認めない。
- 17) 運営に際し、協力し得なかったチームに対しては、大会期間途中であっても協議の上、リーグから脱退してもらう事もあり得る。
- 18) 選手の移籍は、両チーム代表者が承諾し、リーグ運営責任者へ移籍書類の提出及び、移籍手続き料として1,300円を支払う事。但し、書類提出後、2試合は出場出来ない事とする。
- 19) 審判担当チームが審判員を用意できない場合、MFA フットサルリーグ運営委員会に審判欠席事由報告書の提出及び1名につき違反金を3,000円フットサルリーグ運営委員会に支払う。

10. その他

- 1) 駐車は所定の駐車場に入れる事。又、運営委員会にて指定したところに必ず駐車すること。
身障者用スペースへの駐車は厳禁とします。
- 2) ユニフォームへの広告掲載については、事前に室蘭地区サッカー協会の承認を得なければならない。
- 3) 競技中におけるケガに関しては、チーム・個人が責任を持つ事。但し、ケガの発生についてはフットサルリーグ事務局に必ず報告すること。
- 4) 会場内の備品・器物を破損した場合は、当該チームが負うものとする。
- 5) アリーナ内で摂取可能な飲物は水のみである。

《 要項に関する問い合わせ先 》

室蘭地区サッカー協会 フットサルリーグ事務局 中川和史

携帯 090-5951-8889 Email leone.f.c@gmail.com

※詳細につきましては、下記 ホームページ参照

室蘭地区サッカー協会ホームページ <http://mfa.main.jp>